

75歳以上の方へ(一定の障がいがあり65歳以上で県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方を含む)

後期高齢者医療制度

●問合先 市役所国保年金課 医療福祉G 内線107、108



◎新しい保険証は7月下旬に郵送

8月1日からの新しい保険証は、7月下旬に被保険者個人に簡易書留で郵送します。保険証が届きましたら、間違いや変更がないか記載内容を確認してください。また、不在の場合、郵便局では不在通知を残し一定期間保管した後、国保年金課で保管します。

○保険証は常に手元に保管して、医療機関等にかかるときは、必ず窓口に提示してください。

○医療機関で支払う医療費における一部負担金の割合は、平成25年度(平成24年分)の住民税課税所得等を基に判定しています。

○一部負担金の判定において、新たに住民税非課税世帯に属することとなった方には、限度額適用・標準負担額減額認定申請書を送付しています。まだ申請していない方は、国保年金課に申請書を提出し、認定証の交付を受けてください。

自己負担限度額

- 過去に認定証の交付を受けた方で、8月以降も該当となる場合は、原則として保険証と一緒に認定証を郵送します。
- 保険証、認定証を提示することにより、各医療機関等における1か月の窓口負担は、自己負担限度額までとなります。

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400 円	80,100 円 + 「医療費が 267,000 円を超えた場合は、(医療費 - 267,000 円) × 1%」 ※4回目以降は 44,400 円
一般	12,000 円	44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ		15,000 円

◎保険料の算定

後期高齢者医療では、被保険者全員が個人ごとに保険料を納付します。保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。平成25年度は平成24年度と同じ保険料率で次のように算定されます。

1年間の保険料額 (100円未満切捨て)	=	均等割額 39,500 円	+	所得割額 (総所得金額等 - 33 万円) × 8.0%
-------------------------	---	------------------	---	---------------------------------

※世帯の所得水準によって、軽減される場合あり／年度の途中で対象になった場合は、月割りで計算

特別徴収 年金を受給している方は年金から天引き(保険料の通知は7月下旬に発送)

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	平成26年2月
前年度の所得に基づいた徴収額(平成25年2月に天引きされた場合は、その額と同額)			平成24年中の所得に基づき算定した年間保険料から、仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて納付		

・次のような場合は特別徴収になりません。▷天引き対象の年金受給額が年額18万円未満の方

▷介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方

普通徴収 特別徴収対象外の方は納付書(口座振替)で金融機関などで納付(納付書は7月中旬に発送)

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成26年1月	2月
4月～翌年3月の1年間分を8回に分けて納付／口座振替を希望する場合は、事前に手続きが必要(国民健康保険税や介護保険料等を口座振替にしている方でも、別途申し込みが必要)							

■災害などの特別な理由により、保険料を納付することが困難な方はご相談ください。